



# 宮 崎 県 公 報

令和3年2月15日(月曜日) 第 180 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	○公の施設の指定管理者の指定…………… (障がい福祉課) 1
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1		○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1
		○道路の区域の変更(2件)…………… (道路保全課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 117号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人伸和会共立医院	延岡市中川原町3丁目42番地	令和3年1月25日

### 宮崎県告示第 118号

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立聴覚障害者センター
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会  
理事長 堀田 享志  
宮崎市江平西2丁目1番20号
- 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

### 宮崎県告示第 119号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町坪谷字大内1988-7、1988-41
- 指定の目的 水源の涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 120号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年2月15日から同年3月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
19	県道	石河内高城高鍋線	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 245林班わ小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 245林班わ小班まで	旧	33.1~38.7	11.0
				新	47.0~52.4	11.0

### 宮崎県告示第 121号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年2月15日から同年3月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5687 番1から同 郡同町同大 字同字5687 番1まで	旧	21.6～ 24.3	27.5
				新	27.2～ 50.1	27.5